

あなたの相続人は？ (相続の基礎の基礎 その1)

突然ですが、あなたのご自身の相続人が誰かご存知ですか？

子どもが相続人であることをご存知の方は多いと思います。

では、まだご結婚されていないあなたはご存知でしょうか？養子に出した子どもがいる方はご存知ですか？再婚されている場合はご存知でしょうか？

ご自身の相続人が誰であるのか。これを確認することは相続を考えるうえで非常に大切です。

このシリーズ「相続の基礎の基礎」では、皆さん全員に関係のある「相続」について解説してまいります。

相続人を確認しましょう

ご自身の相続人が誰なのか？相続人に関するいくつかのルールを見ていきましょう。

ルール①「配偶者は常に相続人となります。」

現在の配偶者、つまり夫や妻は、常に相続人となります。子どもがいる場合、親がいる場合、親族が他に誰もいない場合、いずれであっても配偶者は相続人です。

逆に、離婚してしまったようなケースでの「元」配偶者は、相続人ではありません。

ルール②「子ども、親、兄弟の順序です。」

相続権には順位があります。子ども、親、兄弟です。先順位の相続人がいる限り、後順位の相続人には一切の相続権がありません。ただし、子どもが亡くなっている場合でも、その子どもの子(つまり、孫)がいる場合、その孫が子どもの相続権を引き継ぐこととなりますので、親は相続人となりません。(代襲相続といいます)

ルール③「養子に出ても原則相続人です。」

幼い頃、養子に出された子どもがいる場合、もう相続人ではないと考える人がいらっしゃるようですが、「特別養子縁組*」でなければ、その子どもはあくまであなたの実子であり、相続人となります。兄弟が相続人となる場合でも同じです。弟が養子に出されていたとしても兄弟には違いなく、他の兄弟と同じ立場になります。

その一方、養子で入ってきた子どもも、もちろん実子と同様に扱われます。

身近でも相続人でない人たち

* 特別養子縁組

児童福祉のため、家庭裁判所の許可を得てなされる縁組で、実親との親子関係が終了する点で普通養子と異なる。

一緒に生活をしていても、親しく思っている場合でも相続人には当たらないケースがあります。

例えば……

- ・内縁関係(婚姻届が出されていない)にある相手方
- ・再婚相手の連れ子(養子を除きます)
- ・長男の嫁(同居して面倒をみてもらっていても同じです)



これらの人に相続財産を残したい場合、原則遺言書が必要です。(シリーズ「遺言のすゝめ」)

ご相談はお気軽に

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

<シリーズ「相続の基礎の基礎」 次回は? >

今回の「相続の基礎の基礎」は、相続手続きを放置しておく大変なことになるかも知れない…というお話をいたします。第9号(2014.5.10 発行予定)への掲載を予定しております。

リーガルバンクさかいでは、相続に対する個別相談を随時お受けしております。来所でのご相談(1時間)は無料です。事前にメール又はお電話にてご予約下さい。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

<サービス一覧>

・不動産登記

⇒不動産購入による名義変更や、住宅ローンの完済による抵当権の抹消登記など。

・相続手続き

⇒不動産や金融機関口座の名義変更から、遺産分割協議書の作成、相続税に関するご案内など。

・遺言作成手続き

⇒公正証書や自筆証書遺言の作成サポート、生前の相続対策のご相談など。

・成年後見等手続き

⇒成年後見等制度を利用して、ご高齢や障害のある方の権利を守ります。

・火災保険業務

⇒ご自宅の火災保険のこと、ご相談下さい。

・不動産コンサルティング

⇒相続した不動産の売却や個人間での売買など、ご相談を承ります。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

Eメール Kawabata-office@mbi.nifty.com Web legalbank-sakai.com

(受付時間 月～土、午前10時より午後6時まで)

来所での初回相談(1時間程度)は、**無料**です。
事前にメール又はお電話にてご予約下さい。